

認定事例

(災害補償課)

左母指末節骨骨折により感覚障害を残した場合 (第14級第9号)

1 災害を受けた者

C県D市消防団 団員
災害発生当時54歳 会社員

2 災害発生状況

N年6月19日、水防演習にてシート張り工法の杭打ちの補助をしている際、誤ってかけやにて左手親指を打ち付けられた。

3 傷病名

左母指末節骨骨折、左母指爪下血腫

4 経過

N年11月10日に治ゆ

5 残存する障害

- (1) 自覚症状 母指先端に知覚鈍麻あり。
ボタンかけが不自由。
- (2) 他覚症状 母指の爪変形あり。

【説明】

残存する障害における主訴は、母指先端の知覚鈍麻及びボタン掛けが不自由なこととなっている。障害等級の決定について(昭和51年12月17日付け消防消第152号、消防基金常務理事あて消防庁消防課長通知)において、疼痛以外の異常感覚(蟻走感、感覚脱失等)が発現した場合は、その範囲が広いも

のに限り、第14級とすることとされており、本件の場合、範囲が広い異常感覚とは言い難いものの、自覚症状として感覚障害及びADL(日常生活機能)の低下がある。また、自覚症状を支持する他覚的所見として、画像上、母指末節骨が若干外側に反っており、背側転位(背側に骨がずれること)を残して治ゆしたために母指に軽度の変形が生じていると認められることから、残存障害に該当すると考えるべきであるとの医学的知見を得られた。したがって、神経系統の障害(障害通知の系列区分13)のうち第14級第9号に該当するものと考えられる。

一方、担当医から指摘されている母指の爪の変形に関しては、画像上、骨折部分が爪母(そうぼ:爪を作り出す組織)の位置に当たり、根元のほうはきれいに爪が生えてきていることから、今後爪が伸びる過程で変形部分がなくなっていくとの医学的知見により、残存障害として評価しない。

以上のことから、障害等級第14級第9号「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断したものである。